

# 犯罪被害者等支援弁護士制度の施行準備状況

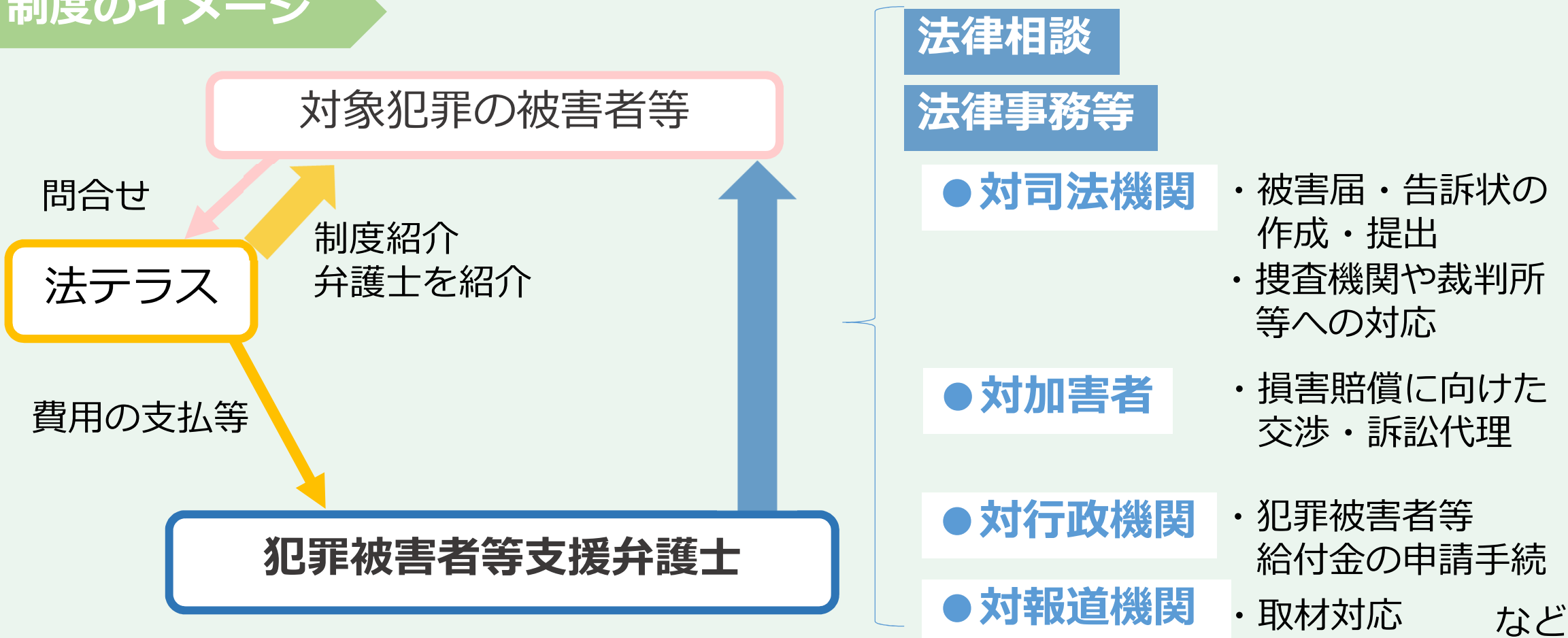
令和7年5月 法務省大臣官房司法法制部

## 改正総合法律支援法（令和6年法律第19号）により創設された制度の概要

### 制度の趣旨

**精神的・身体的被害**やそれに伴う**経済的困窮**によって、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を行うことができない犯罪被害者等に対し、**原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助**を行う

### 制度のイメージ



※法テラス運営費交付金 R6補正予算 約10億円の内数、R7当初予算 約159億円の内数

### 対象犯罪（改正後の総合法律支援法30条1項9号）

※被害者等：犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹

- ① **故意**の犯罪行為により人を**死亡**させた罪
- ② 刑法における**一定の性犯罪**等
- ③ **政令**で定める罪の犯罪行為により**政令**で定める程度の被害を受けた場合

### 制度の施行に向けた検討状況（検討の方向性）

#### 1 対象犯罪（③）に係る政令

→ 罪：「**故意**の犯罪行為により人を**負傷**させた罪」  
程度：「**治療期間が3月以上**又は**一定の後遺障害**」

※ 制度趣旨に照らし、上記①②の法定対象犯罪と比肩する程度に重篤な被害を惹起し得る罪を対象とするとともに、被害の程度についても、典型的に被害者等が自ら刑事手続に適切に関与し又は損害の回復等を図ることを困難にさせる程度のものとする。

#### 2 業務方法書等による制度の詳細の策定

→ 業務方法書では、「**資力要件**」、「**費用負担**」の内容や援助の申込みがなされた場合の手続等を規定。

今後のスケジュール（予定）

| 時期    | 予定                                                                            |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|
| R7.5  | ○政令案についてのパブリック・コメント実施                                                         |
| R7夏頃  | ○対象犯罪に係る <b>政令の制定</b><br>○ <b>業務方法書の認可</b> （法務大臣）                             |
| R7秋～  | ○制度の <b>周知広報</b><br>○担い手となる弁護士確保（ <b>法テラスと弁護士の契約</b> ）<br>○法テラス地方事務所等における施行準備 |
| ～R8.4 | ○ <b>新制度の施行・運用開始</b>                                                          |

<参考 1>

日弁連からの委託援助に係る犯罪被害者法律援助の実績

|              |        |
|--------------|--------|
| 申込受理件数（R3年度） | 1,824件 |
| （R4年度）       | 1,856件 |
| （R5年度）       | 2,189件 |

<参考 2>

犯罪被害者等支援の精通弁護士の地域別分布（R6年4月1日現在：合計4,019人）

| 地域  | 人数（人） | 地域 | 人数（人） |
|-----|-------|----|-------|
| 北海道 | 315   | 近畿 | 829   |
| 東北  | 265   | 中国 | 179   |
| 関東  | 973   | 四国 | 160   |
| 中部  | 695   | 九州 | 603   |